

※必ずよくお読みください
海技士国家試験申請書類について

申請書類 (「2」は鉛筆で、「1、3、4」は黒のボールペンで記入して下さい)	
1 受験票	氏名、住所、生年月日を忘れずに記入して下さい。 生年月日は 元号(昭和、平成) で記入して下さい。 写真(3cm×3cm、申請日前6月以内)2枚を貼付して下さい。(割印は、運輸局で行います。)
2 海技試験申請書(OCRシート:第10号様式)	★鉛筆で記入して下さい。
折曲げたり、汚したりしないで下さい。(機械で読み取れなくなるため)	
3 海技試験申請書(二)	<p>①右上の欄に申請者の氏名、ふりがな、現住所を忘れずに記入して下さい。</p> <p>②「試験の免除」欄は、試験(科目・筆記試験・身体検査)の免除を受ける場合は必ず記入して下さい。</p> <p>③「学校卒業証明書、海技免状、無線従事者免許証等の写しの照合」欄は、次の場合に記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校名」 船舶職員養成施設を卒業し、筆記試験の免除又は乗船履歴の特例を受ける場合。 ・「船舶職員養成施設名及び設置者の名称」 船舶職員養成施設の課程を修了した者が筆記試験の免除を受ける場合。 ・「海技免状」 海技免状をお持ちの方で上級の試験を受験される場合。 ・「無線従事者免許証」「船舶局無線従事者証明書」 通信／電子通信を受験される場合。 <p>④「乗船履歴」欄は、口述試験を受験する場合は、必ず記入して下さい。(乗船履歴証明書を添付する場合を含む。)</p>
4 手数料納付書	<p>筆記試験・身体検査・口述試験の種別ごとに作成し、収入印紙は過不足のない金額を貼って下さい。</p> <p>筆記試験のみ受験する方:筆記試験手数料のみ添付して下さい。</p> <p>身体検査と口述試験を受験する方:身体検査手数料と口述試験手数料を添付して下さい。</p> <p>筆記試験から口述試験まで受験する方:筆記試験手数料のみ添付して下さい。</p> <p>(筆記試験の結果、合格が確認できましたら、速やかに身体検査手数料と口述試験手数料を送付して下さい。)</p> <p>※身体検査手数料は、船員法の指定医による身体検査受診料とは別に必要ですのでご注意ください。</p>

◎は必須 ○は該当する場合に必要

添付書類	筆記	口述
5 住民票(本籍記載)または戸籍抄本、海技免状	◎	◎
本籍の確認に使用しますので、住民票を送付される場合は必ず本籍記載のもので、提出日以前 1年以内 のもの。 海技免状又は操縦免許証のコピーでも結構です。		
6 無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書の写し	○	-
通信又は電子通信の試験を受験する場合は 必ず提出 して下さい。(試験開始前までに 原本確認 が必要です。)		
7 卒業証明書等	-	○
養成施設修了者で、 筆記試験免除 を受けようとする場合は、①と②を提出して下さい。 養成施設修了者で、 乗船履歴の特例 を受けようとする場合は①と③と④を提出して下さい。		
① 卒業証明書 ② 養成施設修了証明書 ③ 修得単位証明書 ④ 訓練記録簿 (平成11年4月1日以降に入学した方に限ります。)		
8 乗船履歴を証明する書類	-	◎
「 試験開始期日 」前 15年以内 の履歴で、かつ、 同じく5年以内の履歴 を含んだ乗船履歴を証明するもので次の①～③のうちいずれか (ただし、船員手帳を受有するものは①)		
① 船員手帳 ② 船舶所有者の証明書 (船舶検査証書(写)、証明者の印鑑証明書、その他勤務記録の写し等も必要) ③ 乗船実習証明書		
一括届出の船舶や、外国籍船の乗船履歴などは、別途添付書類が必要となりますので、お問い合わせ下さい。		
9 海技士身体検査証明書(第7号様式)	-	○
1年以内に身体検査に合格し、免除を受ける方は不要です。 「船員法上の 指定医師 」により「 試験開始期日 」前 6月以内 に受けた検査の結果を記載したものを。		
10 返信用封筒(郵送申請の場合)	◎	◎
受験票を返送しますので、あて先を記載し、 切手 (定型封筒※の場合、簡易書留は414円、普通郵便は94円)を貼った封筒を同封して下さい。 (※ 定型封筒:タテ25cm以内、ヨコ12cm以内)		

裏面もご覧ください。

◎試験日1週間前までに受験票が手元に届かない場合は、電話にて申請先にお問い合わせください。

◇科目免除証明書・筆記合格証明書・身体検査合格証明書の提出

他の運輸局で合格している場合は、「合格証明書」を提出して下さい。
事前に合格した運輸局で証明書の交付を受けて、試験申請書と一緒に提出して下さい。

◇口述試験を申請する方で、海技免状・船員手帳等の写しを添付する場合

試験開始前までに窓口で、原本確認を受ける必要があります。
最寄の九州運輸局管内の支局等で原本証明を受けたものを提出することも可能です。

◆6級海技士、電子通信等を受験する場合、口述試験受験者と同様の添付書類が必要です。

締切日は、筆記試験の締切日と同じですので、ご注意ください。

◆口述試験を受験する方で、口述試験日割表に割り振られている日程に乗船等で受験ができない日がある場合は、**船長、機関長又は船舶所有者等の責任者からの願出書**を提出することで、試験日を考慮することができます。願出書は、申請書に添付又は申請受付締切日までに送付してください。

※記載に必要な事項「①受験者氏名 ②受験種別 ③受験できない日 ④理由」

(ただし、必ず希望どおりの日程になるとは限りません。ご自分の口述試験の日程は必ず九州運輸局のホームページでご確認いただきますようお願いいたします。)

◆申請書の作成方法、添付書類、船員法上の指定医師、その他、不明な点は下記へお尋ね下さい。

< 連絡先 >

申請書を郵送される際、
切り取ってご利用下さい。



〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1

九州運輸局海上安全環境部 海技資格課

TEL 092-472-3176

FAX 092-472-3304